

【職場環境改善経費の考え方について(研修費)】

問1

職場環境改善経費の補助対象経費として「研修費」とあるが、どの範囲までを「研修費」として取り扱って良いのでしょうか。例えば、外部講師を招いて研修を実施した場合、講師に支払う「報償費」や「旅費」、「食費（お茶代）」、「消耗品費及び印刷製本費（資料代）」等の研修実施にあたるすべての経費が対象となるのか。また、従業員が外部に出張して研修を受講する場合、「受講料」や「旅費」等が対象となるのでしょうか。

(答) 研修に要する費用として切り分けられるものであれば、対象経費として充当できます。

問2

補助対象経費として「研修費」とあるが、どのような研修が対象となるのでしょうか。例えば、令和6年度の介護報酬改定において、高齢者虐待防止に向けた取組として、虐待の防止のための研修を定期的実施することが義務化されたが、この研修も対象となるのでしょうか。

(答) 本補助金の補助対象経費としての「研修費」は、職場環境改善に資するものであれば幅広く対象とすることが可能です。(例：処遇改善加算の職場環境改善要件の①～⑧の要件を満たすための研修等)。ただし、今回の質問で挙げられている「高齢者虐待防止の研修」など、基準上取り組むことが義務づけられているもので、かつ、職場環境改善とは趣旨が異なるものについて、本補助金を充てることは、補助金の趣旨とは異なると考えます。

問3

補助対象経費の使途として「介護助手等の募集経費」とあるが、どのような経費が対象となるのか。例えば、求人広告に係る費用や、求人チラシを印刷する費用等が対象となるのか。また、人材派遣会社の紹介料を含めて良いですか。

(答) 主な使途として、求人広告に係る費用や、求人チラシを印刷する費用等を想定しておりますが、人材派遣会社の紹介料についても、対象経費とすることが可能です。ただし、すべて介護助手等の募集に係る経費に限ります。

対象事業所の考え方について】

問4

2月18日付事務連絡(介護保険最新情報 vol.1357)QA 問4において、「補助金の対象となっていない介護サービス事業所等の職員は、本補助金を原資とする人件費改善や職場環境改善の対象に含めることはできない。」とされております。このうち「補助金の対象となっていない介護サービス事業所等」の解釈は以下の①、②のどちらですか。

①補助金の対象外のサービス（訪問看護など）の事業所等は対象に含めることができない（＝対象サービスであれば補助要件未充足の事業所も含めることができる）

②対象のサービスであっても、補助要件未充足の事業所を対象に含めることができない

(答) 補助金の対象外のサービス(訪問看護など)の事業所等は対象に含めることができないのみならず、対象のサービスであっても、補助要件未充足であれば対象に含めることはできません。

(補助金の申請を行っており、かつ補助金の要件を満たす事業所の職員のみ、本補助金を原資とする人件費改善や職場環境改善の対象に含むことが可能です。)

【運営法人変更に伴う事業所番号変更があった場合の補助について】

問5

大阪府介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱第2条において、「補助金の交付の申請時点で廃止・休止となることが明らかになっている介護サービス事業所等は、本事業の対象外とする。」と規定されています。

そこで、令和6年12月～3月までA法人でa事業所を運営していたが、令和7年4月より運営法人がB法人に変更したことで、これまでの事業所番号が廃止となり、令和7年4月から新規の事業所番号を取得した場合は、a事業所は本補助金の対象となりますか。

(答) 運営法人が変更になった場合でも、事業所に勤務する職員に変更がないなど、実質的に継続して運営している場合には補助金の対象として差し支えありません。その際、補助金の使用実績についてもA法人とB法人で通算していただくことができます。

【職場環境改善経費の考え方について(介護助手等の募集経費)】

問6

介護助手等の募集につきまして、対象となる介護助手は、人員基準上の「介護職員」には含まれない職員ということになるでしょうか。

(答) 本事業の対象経費の中での「介護助手等」とは、専門的な業務(身体介護等)を行う介護職員の補助やサポートを行う職員、又は掃除や食事の配膳・片づけ、ベッドメイキング、利用者の会話の相手、移動の付き添い、レクリエーションの実施や補助、送迎等、専門的な業務(身体介護等)以外の業務を主に行っている職員を想定しています。人員配置基準との関係では明確な定義を設けているわけではなく、あくまで上記業務を行っている職員、ということになります。

問7

そもそもの介護助手という定義は、介護を受ける方の身体に触れる身体介護を行わない職種という理解でよろしいでしょうか。(食事の配膳や掃除、ベッドメイキングといった身体に触れることのない範囲でのサポートをする職員) その場合、施設系や通所介護事業所における清掃員は介護助手にあたるため、その募集経費は本事業の対象となるという理解でよろしいでしょうか。

(答) 本事業の対象経費の中での「介護助手等」の考え方は、問6の回答のとおりです。一般的には、清掃のみに従事する方は介護助手に含まれ得るため、その場合、当該介護助手の募集経費を対象とすることは可能です。

問8

①外国人介護人材のうち、「EPA 介護福祉士候補者」と「技能実習生」は、就労開始後6か月経過するまでは人員配置基準に算定不可ですが、6か月経過後は介護施設の人員基準に算定可能となるため、その職員は本補助金の「介護助手等」にあたりますか。

②職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費について、①の質問で外国人介護人材が「介護助手等」に当たる場合、その職員の日本語習得のための研修費用は対象となるという理解でよいでしょうか。

(答) 外国人介護人材であるかどうかや人員配置基準にかかわらず、問6の回答のとおり、専門的な業務（身体介護等）以外の業務を主に行っている職員であれば本事業の対象経費の中での「介護助手等」にあたります。ただし、「研修費」について、単なる日本語習得のための研修として整理されているものは、介護サービスに直接関係のない技能の習得も含まれ得ることなどから、補助金の使途として適切なものではないと考えます。

【職場環境改善経費の考え方について(具体事例)】

問9

職場環境改善経費について、例えば通所介護事業所において、配車担当の事務職員がいますが、AI による配車サービスを導入することでその職員がほかの業務に従事できるようになるという整理の場合、「介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の見える化」又は、「業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組」費用として、その導入費用は対象となりますか。

(答) 「介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の見える化」の取組については、課題を把握し、分析するために話し合う等が想定され、当取組にかかる費用については会議費用やコンサルティング費用等を想定しています。同様に「業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組」の取組についても、業務を洗い出し、業務分担表を作成する等を想定しているため、「AI 配車サービスの導入」とは隔たりがあると考えられます。その上で、介護テクノロジー等の機器購入費用を対象とすることはできないため、AI 配車サービス導入費用を補助対象とすることは適当ではないと考えます。

【職場環境改善経費の考え方について(介護テクノロジー導入・協働化等支援事業とのすみわけ)】

問10

大阪府介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金 交付要綱第5条に「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費(介護テクノロジー等の機器購入費用)に充当することはできない。」と規定されています。そこで、介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象とならないPC 端末等の購入費用は、本補助金の対象となるのでしょうか。

介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象外か否かにかかわらず、本補助金の補助対象に介護テクノロジー等の機器購入費用を充当することはできないため、PC 端末等の購入費用は本補助金の補助対象として適切でないと考えます。本補助金の補助対象のうち、職場環境改善のための経費は、職場環境改善全般の取組を対象とするものではなく、主に介護助手を募集するための経費と職場環境改善のための研修費となっております。その他の経費として想定しているものも、補助金の要件としている「介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化」、「業務改善活動の体制構築」又は「業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組」を実施するために要する費用(会議費やコンサルティング費用等)を想定しています。

問 11

職場環境改善経費において、職員の資格取得（社会福祉士等）の受講費補助に充てることは対象とならないという認識でよろしいでしょうか。

（答）資質の向上やキャリアアップに向けた研修は、職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費に含まれるものですので、問のような研修の受講費用の研修費としての補助対象になり得ると考えます。

問 12

職場環境改善経費として、タイヤ交換器具の購入費用や、研修用に使用している会議室の手すりの設置費用を含めてよいでしょうか。

（答） 職場環境改善経費の考え方については問 10 の回答のとおりですので、本質問の内容は補助対象として適切でないと考えます。尚、「研修費」として切り分ける事ができる費用については、補助対象とできるという考え方がありますが、研修に使用している会議室の手すりの設置費用を「研修費」として計上することは適当ではないと考えます。

問 13

「介護助手等を募集するための経費」として、人材確保のために新たにホームページを業者に頼んで作成する際にその業者に頼む経費は対象となりますか。

（答） 新たなホームページを開設するための費用については、業者委託か事業所での作成かにかかわらず、ホームページの用途が介護助手等を募集するためだけに限定されることが確認できない限り、介護助手等を募集するための経費として切り分けることができないため、本補助金の補助対象として適切でないと考えます。

問 14

「職場環境改善経費」としてヘルパー向け実践研修(家事援助)のためにキッチンを改修しようと思っているのですが、その経費は対象となりますか。

（答） 職場環境改善経費の考え方については問 10 の回答のとおりですので、本質問の内容は補助対象として適切ではないと考えます。そのうえで、改修費を「研修費」として計上することも適当ではないと考えます。

問 15

「研修費」について、年度契約を行い、毎月費用を支払う形式の研修の場合、実績報告書の提出日までに支払った費用についてのみ補助の対象となるという理解でよろしいでしょうか。

（答） ご質問のような年度契約で毎月費用を支払う形式の研修の場合、実績報告書の提出日までに実際に支払った費用のみが補助の対象となります。